生活保護のしおり

～生活保護を申請される方へ～

生活保護とは

一生懸命働いても生活できない、家計を支えていた人が亡くなる、病気や事故などのため収入がなくなるなど、手持ちの預貯金や資産などを処分するなどやり繰りをしても、どうしても生活ができなくなることがあります。

生活保護は、このような時に、最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自立した生活を送ることができるように手助けすることを目的とした制度です。

生活保護を受ける前に

1　資産の活用

預貯金、生命保険、損害保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの「資産」は、まず処分するなどして、自分達の生活のために活用することが原則です。

ただし、現在お住まいの住宅や生命保険などについては一定の条件のもとに保有が認められる場合がありますので、窓口で相談してください。

2　稼働能力の活用

働く能力のある方は、その能力に応じて働くことが必要です。

働いていない場合は、求職活動を行う、病気の治療を行うなど、働くための最善の努力をすることが必要です。

3　他制度の活用

生活保護以外の他制度（健康保険、雇用保険、年金、恩給、手当、労災など）を活用できるときは、その制度が適用されます。

※　その他

扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）から扶養（仕送り等の援助）を受けられる場合は、生活保護に優先させることとしています。

生活保護を受けるまでの流れ

1 申　請

○　生活保護の相談は誰でもできますが、申請者は、本人、同居の家族または扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）に限られます。

○　国民健康保険や住民登録の「世帯」とは違い、原則として同じ家で暮らし、家計を同じくしている方全員を一つの「世帯」として考えます。申請があった時は、盛岡広域振興局が同じ世帯と判断した方の収入や資産を調査することについて、世帯員全員の同意が必要ですので、その点を理解した上で申請してください。

○　申請する時は、「保護申請書」を町役場に提出してください。
　申請する時は、次の書類などのうち、当てはまるものを用意してください。すぐに用意できないものについては相談してください。

1 印鑑（シャチハタ以外のもの）	□	15 家賃、地代の契約書	□
2 記帳済みの預貯金通帳（全部）	□	16 負債の内容がわかる書類	□
3 直近３ヶ月の給与明細書	□	17 マイナンバーの番号確認及び身元（実存）確認書類	□
4 年金手帳もしくは年金番号通知書	□	18 水道・ガス・電気・灯油代が分かるもの（過去３ヶ月分）	□
5 年金、恩給証書および振込通知書	□	19 医療費が分かるもの（過去３ヶ月分）	□
6 児童扶養手当などの証書や通知書	□	20 税が分かるもの（過去３ヶ月分）（住民税・自動車税・国民健康保険税）	□
7 雇用保険受給資格者証	□	21 後期高齢者医療保険料が分かるもの（令和　　年度の通知書）	□
8 生命保険、損害保険、建物共済などの証書	□	22 介護保険料が分かるもの（過去３ヶ月分）	□
9 障がい等を証明する手帳（障害者手帳、自立支援医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証）	□	23 生活費の分かるもの（過去３ヶ月分）（食品・日用品・ガソリン代等の領収証）	□
10 運転免許証などの資格証	□	24 お薬手帳	□
11 自動車の車検証、任意保険証書、自賠責保険証書	□	25 障害福祉サービス受給者証	□
12 健康保険証（国保・社保など）	□	26	□
13 介護保険証及びケアプラン	□	27	□
14 求職者登録票（ﾊﾛｰﾜｰｸｶｰﾄﾞ）	□	28	□

（※□欄にチェックしてください）

2 調　査

○　申請を受理したあと、盛岡広域振興局の職員が家庭訪問を行い、保護が必要かどうかの調査をします（※調査内容が他の人に漏れることはありません）。
　調査の内容には次のようなものがあります。

・現在の生活状況　・今までの生活状況　・世帯員の健康状態　・扶養義務者の状況 ・収入　・資産　・その他保護の決定に必要な事項

○　必要がある場合は、銀行などの金融機関、生命保険会社や勤め先など関係先の調査を行います。

○　嘘の申請をして生活保護を受けた場合は、法律により罰せられることがあります。

3 決　定

○　調査結果をもとに、保護が必要かどうかは、申請のあった日から 14 日以内（特別な理由のある場合は 30 日以内）に決定し、文書で通知します。

○　申請してから決定の通知がある間に、次のようなことがあれば、すぐに町役場か盛岡広域振興局に連絡してください。
・収入が増えたり減ったりした時　・医療機関を新たに受診、入院、退院した時
・世帯員が出生、死亡、転入、転出した時　・その他生活の状況が変わった時

○　保護は原則として、世帯ごとに最低生活費と世帯全部の収入を比較し、収入が不足する場合にその不足する額が保護費として支給されます。

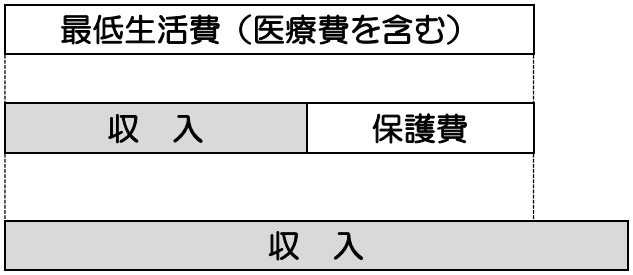

保護が受けられる場合（最低生活費より収入が少ない分保護費として支給されます）

保護が受けられない場合

最低生活費…　その世帯の実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに、国が定める基準により計算された 1 か月分の生活費 **収　　入**…　働いて得た収入、年金・手当など他の制度により支給される金銭、扶養義務者からの仕送り援助、生命保険の解約返戻金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員のすべての収入

保護が開始された場合

保護費の支給

原則として、毎月５日にその月の保護費が金銭で支給されます。

収入の増減や生活状況の変化により、月の初めに支給した保護費が結果として変更された時には、多くなった分は返していただきますし、少なかった分は追加して支給されます。

介護費や医療費については、盛岡広域振興局が直接、介護機関や医療機関に支払います。

守っていただくこと

・届け出の義務

保護を受けている間は、世帯の収入、支出、その他生活の状況が変わった時は、すぐにその旨を盛岡広域振興局に届け出なければならないこととされています。

・指導・指示に従う義務

生活状況に応じて適切な保護を実施するために、指導又は指示をすることがあります。指導又は指示に従わない時には保護が受けられなくなることがあります。

・生活上の義務

勤労に励み、支出の節約を図りその他生活の維持、向上に努めなければなりません。

かけごと、パチンコなどの遊興を慎み、計画的に保護費を使わなければなりません。地区担当員に相談せず無断で借金をすることもできません。

・地区担当員（ケースワーカー）との面接

生活保護が開始になると、盛岡広域振興局の地区担当員が定期的に家庭訪問し、生活保護を適正に実施するために生活状況や収入をお聞きします。この訪問を断ることはできません。

保護費の返還と徴収

・保護費の返還

何らかの事情で「資力」を活用できずに保護を受けた場合は、その資力を活用できた時（遡及して年金を受給した場合、保険の解約や土地売却で収入を得るなどした場合）、それまでに支給した保護費の範囲内の金額を返還しなければなりません。

・不正受給の費用徴収と罰則

年金を受け取ったり働いたりして収入を得ていたのに届け出をしなかったなど、事実と違う申請や不正な手段により保護費を受け取った時には、その保護費を徴収します。

また、法律により罰せられることがあります。

よくある質問

問１　生活保護を受けながら、自動車を所有、使用してもいいのでしょうか？

答１　生活保護を受けている間、自動車を所有、使用することは、原則として認められていません。他人の自動車を借りることも同じです。

　ただし、障がい者の通院、自動車がないと通勤できないなど特別な事情がある場合に限り、要件を満たせば例外的に認められる場合がありますが、この場合にも、買い物や旅行などでの使用は認められません。

問２　持ち家に住んでいるのですが、生活保護を受けることができますか？

答２　現在居住していて、家の資産価値が低いときは処分せずそのまま住み続けることができます。ただし、住宅ローンが残っている場合は売却することが必要です。

　また、65 歳以上の方で評価額の高い居住用不動産をお持ちのときは、その不動産を担保に生活費を借り、亡くなった後に宅地を処分することでお金を返す「リバースモーゲージ」という制度を利用してもらいます。

問３　医療費（介護費）が多くかかっているので、その分だけ保護してもらえませんか？

答３　生活保護は、生活費の他にも医療費や介護費も含めて判定しますが、収入など世帯の状況によっては、医療費（介護費）だけの支給になる場合もあります。

　なお、医療費（介護費）を一部だけ負担してもらう場合もあります。

問４　同居している息子が働かないため、息子一人だけ生活保護を受けることはできますか？

答４　生活保護は世帯を単位として行われますが、例外的に家庭内の特定の方のみ保護する場合があります。しかし、その場合であっても、「稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない場合、盛岡広域振興局の就労指導又は指示に従わない場合」等、保護の要件を欠く方は保護が受けられなくなることがあります。詳しくは、窓口でご相談ください。

このパンフレットの内容やその他生活保護に関するお問い合わせ先

岩手町　健康福祉課　福祉支援係（役場１階⑥番窓口）
住所：〒028-4395　岩手町大字五日市 10-44
電話：0195-62-2111（内線 512・514）
または
盛岡広域振興局　保健福祉環境部　保護課
住所：020-0023　盛岡市内丸 11－1
電話：019 - 629 - 6580